

三種町公式キャラクター募集要項

1 目的

三種町（以下「町」という。）は、令和8年に合併20周年を迎えました。これまで歩んできた歴史や文化などを大切にしながら、これからの三種町が明るく希望にあふれ、子どもからお年寄りまで誰もが笑顔になれるような親しみやすい町の「顔」となる公式キャラクターを誕生させ、町民の一体感と愛郷心の醸成、「三種町ブランド」の魅力発信、コミュニケーションの活性化に繋げることを目的として、キャラクターのデザインを募集します。

2 募集期限

令和8年9月25日（金）17：00まで（必着）

3 応募資格等

どなたでも応募可能。プロ・アマチュアは問いません。

※1人2作品までご応募いただけます。

※18歳未満の方が応募する場合、保護者等から承諾が必要になります。

4 応募内容

(ア)応募対象

キャラクターデザイン・キャラクター名称・キャラクターコンセプト

(イ)応募作品の要件

作品は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 町らしさ、町の特徴を表すこと（例：特産品や観光資源等）。
- ② 親しみやすく愛されるデザイン等であること。
- ③ 様々な用途に応じたポーズや立体化（着ぐるみ等）ができる汎用性のあるデザインであること。

※ただし、以下の事項を含む作品は対象外となります。

・個人を特定できる情報が入ったもの

- ・政党その他の宗教団体に関するもの
- ・営利活動を目的としているもの
- ・個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- ・第三者の権利を侵すおそれがあるもの
- ・AIにて作成した作品の応募はご遠慮ください（校正など補助的な利用は可とします）。のちに判明した場合は、入賞後でも入賞を取り消す場合があります。
- ・公序良俗及び法令の規定に反するもの

5 応募作品の規定

(ア)デザイン

- ① 作品の画材・色彩・技法は本募集要項に反しない限り自由とし、手描きでもデジタルでも可とします。
- ② キャラクターの全身像のデザインを平面（立体・3Dは不可）かつフルカラーで描いてください。また、単色の場合はデザインが判別できるものとしてください。
- ③ 応募用紙を使用する場合は、用紙内の指定スペースに収まるサイズでデザインを描いてください。
- ④ デジタルデータで応募する場合は、以下の形式等のすべてを満たしてください。
 - ・画像サイズ：はがきサイズ（100mm×148mm）以上
 - ・ファイル形式：JPEG(JPG)・PNG・PDFのいずれか
 - ・データ容量：10MBまで
 - ・解像度：300dpi以上
- ⑤ グラデーション（色の濃淡を少しずつ変化させる手法）は使えません。また、写真の全部又は一部も使えません。

(イ)名称

- ① 名称は平仮名、片仮名、漢字、アルファベットを問いません。
- ② JIS規格以外の文字は使えません。
- ③ 名称が漢字、アルファベットの場合は、読み仮名を付けること。

6 応募方法

(ア)1人2作品を応募する場合は、応募用紙1枚につき1作品とします。

(イ)町ウェブサイト、郵送及び持参によりご提出ください。

① 町ウェブサイトの場合

応募フォームへ入力の上、デザインのファイルデータを添付し提出してください。

② 郵送の場合

応募用紙に記入の上、三種町役場企画政策課宛に郵送してください。

③ 持参の場合

三種町役場本庁・琴丘・山本支所で受け付けます。

受付時間は平日午前8時30分から午後5時までです。

7 賞金

- ・最優秀賞（1点）：10万円
- ・優秀賞（4点）：1万円（1点あたり）

8 選定方法

町が設置する三種町公式キャラクター選定委員会において複数の候補作品を選定します。候補作品については町民投票を行い、最優秀賞、優秀賞を決定します。

【参考】スケジュール（予定）

令和8年10月 選定委員による選考（5作品を選出）

令和8年10月 町民投票（三種町町民祭での投票を予定）

令和8年10月 選定委員会による確認・承認

令和8年11月 プロによるデザインのブラッシュアップ

令和8年12月 ブラッシュアップ後、選定委員会による最終確認

令和9年 2月 公式キャラクターの発表

9 結果及び公表

結果は作品が選定された方に限り本人に通知するほか、町ウェブサイト等で公表する予定です。

1 0 応募に関する注意事項

- (ア)応募作品は応募者の自作かつ未発表の作品であること。ウェブサイトやSNS等に掲載されている作品や、他のコンテストなどに応募したことがある作品は応募できません。
- (イ)応募作品は、他のキャラクター等と同一、類似または模倣した作品や、第三者の著作権の権利を侵害している作品でないこと。また、応募作品中に第三者が法令に基づく意匠権、商標権、著作権等の権利を有している著作物を利用しないこと。応募作品について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。
- (ウ)応募作品については、町がスキャンニング等を行う場合があります。
- (エ)町が事業の紹介や記録のために、候補作品とならない応募作品も含めた、すべての応募作品を使用または公表することがあります。
- (オ)応募作品の返却はいたしません。
- (カ)応募にかかる費用はすべて応募者の負担とします。
- (キ)選定された候補作品について、応募者へ連絡した上で必要に応じてデザインや色彩、名称等について町が修正または補正を行う場合があります。
- (ク)本募集要項に違反していると町が判断した場合、最優秀作品・優秀作品として決定した後であってもその決定を取り消すものとします。
- (ケ)応募者は、応募をもって本募集要項に同意したものとみなされます。

1 1 著作権等について

- (ア)最優秀賞の作品の受賞者（以下「受賞者」という。）は、受賞と同時に町に対して当該作品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を無償譲渡するものとし、その他一切の権利は町に帰属するものとします。なお、町が無償譲渡された著作物に係る著作権の譲渡の登録をしようとする場合、受賞者はこれに協力することとします。
- (イ)受賞者は、町または町の許諾を受けた個人・団体・企業などが当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとし

す。

(ウ)最優秀賞の作品（以下「採用作品」という。）について、必要に応じてデザインや色彩、名称について町が修正又は補正、翻案を行う場合があります。

(エ)採用作品は、町の情報発信及びPR活動にかかる各種制作物（印刷物、啓発物品、映像作品、着ぐるみなど）に使用する予定です。また、町の許諾を受けた外部団体などにおいても使用し、町のPRに幅広く活用する予定です。

1 2 個人情報の取扱い

(ア)個人情報については、応募や選定に関する事務に必要な範囲のみに使用します。

(イ)選定された候補作品及び入賞作品の応募者のペンネームは公表することを基本とします。ただし、相談のうえ、その他公表する場合もあります。

(ウ)個人情報の取り扱いについては、応募をもって応募者の同意を得られたものとします。

1 3 応募・問合せ先

〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子 8

三種町役場 企画政策課 情報統計係

TEL:0185-85-4818